

青年等就農計画認定制度（認定新規就農者）

（1）青年等就農計画認定制度とは・・・

市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において示す、農業経営開始から5年後の経営目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」を市が認定し、この計画が着実に達成されるよう、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組みです。

（2）認定を受けられる方は・・・

①～③の方で、計画達成に必要な技術・知識を身に付けており、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業で生計が成り立つ所得が得られるような農業経営の担い手となる方

①青年（18歳以上45歳未満）

②65歳未満の者（商工業その他の事業の経営管理等に3年以上従事した者あるいは、農業、農業に関連する事業に3年以上従事した者など）

③法人（①、②の要件を満たす青年等であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員のお半数を占める法人）

（3）認定新規就農者になる流れは・・・（裏面を参照）

（4）計画の内容は・・・

- 農業経営の目標（年間農業所得・労働時間等）
- 経営開始のための事業計画（経営規模・作目・機械、施設の導入計画等）



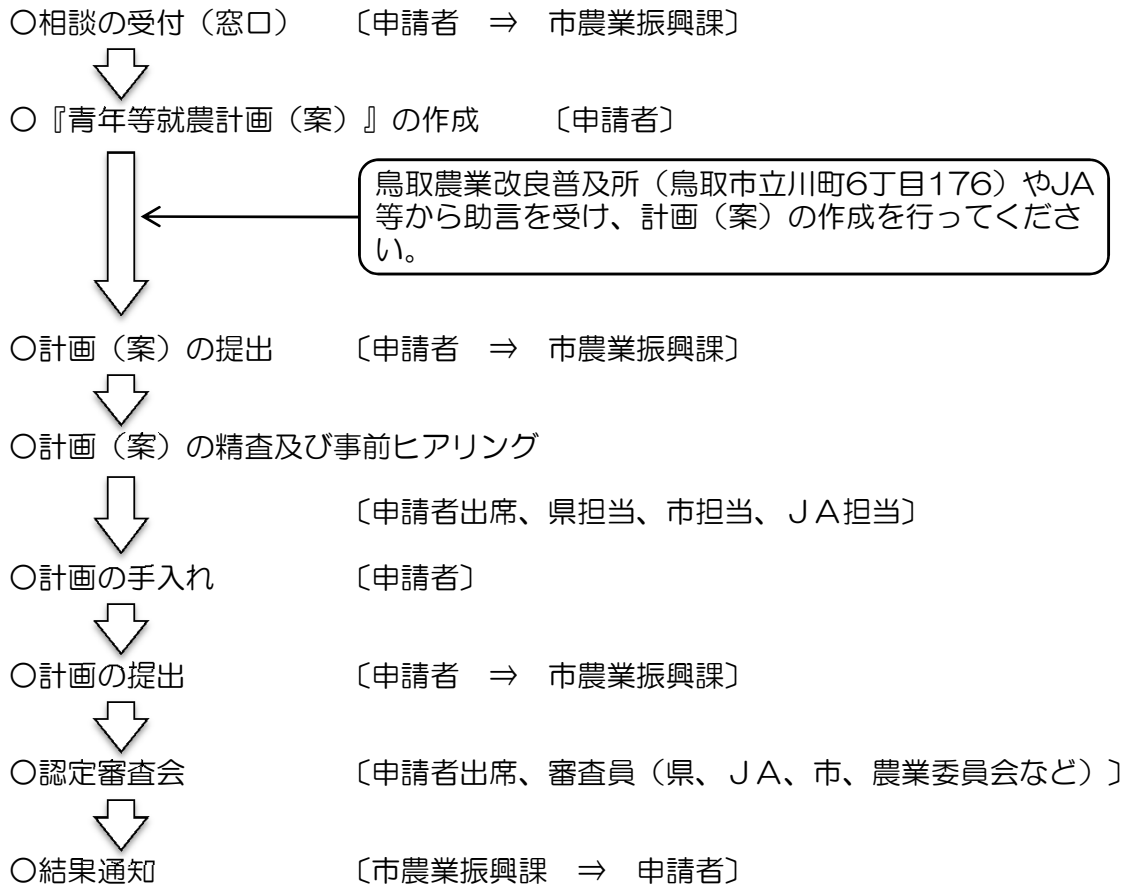
（5）認定のポイント

「青年等就農計画」が、市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で示している「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」に照らして適切で、計画の達成される見込みが確実であること。

*市の定める指標とは

認定新規就農者については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得目標 概ね250万円以上（主たる従事者1人当たり。夫婦による共同経営の場合は概ね330万円以上）、農業及び農業関連事業の業務で、他産業従事者や優良な農業経営の年間総労働時間の水準と均衡する年間労働時間 概ね1,800時間（主たる従事者1人当たり）。

～ 申請から認定までの流れ ～



【提出書類】

《必ず提出が必要な書類》

- ・青年等就農計画認定申請書
- ・就農（予定）地が分かる書類
- ・年間労働時間表
- ・経営試算表
- ・機械、施設の減価償却資産表
- ・年間作付体系図

《活用予定の事業がある場合の追加書類》

◆青年等就農資金

- ・資金利用計画

◆就農条件整備事業

- ・資金繰り等が分かる資料（参考様式1）
- ・導入予定の機械・施設の関連資料
（必要性の説明資料と見積書）

◆就農応援交付金

- ・資金繰り等が分かる資料（参考様式1）

◆青年就農給付金

- ・別紙様式第2-1号（人・農地プランへの位置付け状況など）
- ・収支計画（別添1）
- ・履歴書（別添2）
- ・経営を開始した時期を証明する書類
- ・経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧（別添5）及び納品書等の写し
- ・通帳の写し
- ・確約書及び当該農地を示す地図（親族から貸借した農地が主である場合）

※ 認定新規就農者は、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行い、その結果と作業日誌、通帳・帳簿の写し等の書類の提出が必要です。
また、事業を活用された方は、各事業ごとに定期的に提出していただく報告書などがあります。